



区分	要件	支援内容
税制優遇	・県又は国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円超（農林漁業関係業種は5,000万円以上）	・固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税） ・期間：3年度分
奨励金	・対象となる事業者：製造業、道路貨物運送業、倉庫業を行う者 ・新設・増設・移転（町内の既存企業） ①～⑤の全てに該当するもの ①ー1 新設の場合 ・敷地面積が900㎡以上かつ、延床面積が400㎡以上 ①ー2 増設・移転の場合 ・拡充：延床面積が10%以上増加 ・全部建替：延床面積が増加 ・指定地域内に移転：延床面積が増加 ※既存の事業所を廃止しないで新たに事務所を建築する場合は、新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること ②投下固定資産総額が1億円以上 ③常用雇用者が3人以上 ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること ⑤暴力団関係者に該当しないこと ※1.「企業立地奨励品交付奨励金」に関しては、上記の要件に加えて次の要件に該当する必要がある 1.新設かつ本社機能の移転であること 2.工場立地法に基づく特定工場に該当すること 3.投下固定資産総額が3億円以上 4.常用雇用者が10人以上 ○別途、商業施設及び用地提供者向けの奨励金もあります	【企業立地奨励金】 ・投下固定資産税相当額の1/2 ・期間：5年度分 【雇用促進奨励金】 ・町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき常用雇用者30万円、準常用雇用者20万円（10人まで）、短時間労働者10万円（10人まで）（限度額：500万円） 【埋蔵文化財発掘奨励金】 ・発掘調査に要した費用（限度額：500万円） 【治水対策奨励金】 ・規定する貯留量を超えた時、超えた貯留量1㎡あたりに5万円を乗じて得た額（限度額：300万円） 【給水装置設置奨励金】 ・加入金の納付額の1/2 【環境施設奨励金】 ・太陽光発電装置の設置に要した費用の1/2（限度額：300万円） 【緑地保全奨励金】 ・規定する緑地面積を超えた時、超えた面積1㎡あたりに1千円を乗じて得た額（限度額：50万円） 【企業立地奨励品交付奨励金】 ・営業用自動車1台（本体と附属品）の購入に要した費用（限度額：200万円）